

第7回青森地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年3月12日（水）午後1時30分から午後2時05分まで
- 2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	岩崎委員	森 宏之 委員	森 理恵 委員
	労働者委員	秋田谷委員	相馬委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員
	使用者委員	小山内委員	小野委員	小山田委員	菅 委員	藤井委員
【事務局】	井 嶋 労働局長	上 野 労働基準部長	森 越 賃金室長	木 村 室長補佐	高 山 賃金指導官	

（事務局 室長補佐）

それでは皆様お揃いになりましたので、少々お時間の方早いですが、始めさせていただきます。

それではただ今から、第7回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴について公示しましたが、希望者がありませんでしたので、合わせて報告いたします。

初めに井嶋労働局長より挨拶を申し上げます。

（井嶋労働局長）

委員の皆さまにおかれましては、年度末のお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の委員の任期につきましては2年とされているところ、本日が今期の最期の審議会ということになります。石岡会長はじめ委員の皆さまのご尽力により真摯で活発な議論ができましたことに、改めて感謝申し上げます。

本日は、来年度の青森県特定最低賃金の改正申出の意向表明等についてご報告させていただきます。

先日 BS の番組を見ていたところ、法政大学の山田久先生が、最低賃金については特定最賃を活用すべきという主旨のお話をされておりました。山田先生は、私が厚生労働省で毎月勤労統計調査と実質賃金の検討をしたときに、お世話になった先生でございます。

政府の高い目標を進めていくに当たっては、地域においてリードする産業が必要であるというひとつのご見識と受け止めました。

今後、中央最低審議会などにおいて、どのような議論が行われるかというのはわかりませんが、来年度についてもこれまで以上に地方における審議会での議論が重要になることと思います。

労働局といたしましては、皆さまの声を承りながら、審議会の運営に努めてまいりたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

(事務局 室長補佐)

以後の議事進行につきましては、石岡会長よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それではよろしくお願いいたします。

では、まず議題の1、令和7年度の青森県特定産業別最低賃金改正申出の意向表明について、事務局から報告をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは議題(1)につきまして説明させていただきます。

産業別最低賃金の改正につきましては、例年7月末に関係労使から申出をいただきまして、改正の諮問等を行うという流れになっておりますが、その前に概ね年度末を目途に、申出の意向の有無について、審議会において確認するとされております。

今般、労働者側の方から提示されました意向表明の文書の写しが、会議資料の資料No.1となっております。

資料No.1、1ページ目が連合青森会長名での文書となっております、4業種分について記載がございます。

申出の予定といたしましては、鉄鋼業が労働協約ケース、他の3業種が公正競争ケースとなっております。

2ページが、日本基幹産業労働組合連合会青森県本部からの意向表明となります。

3ページが、電気連合青森地域協議会様からの意向表明、4ページがUAゼンセン青森県支部からの意向表明、5ページが全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会からの意向表明となっております。

ただいまご覧いただきました意向表明を受けまして、令和7年7月末までに改正の申出が行われるということになりますので、審議会としてのご確認をお願いしたいと思います。

また、事務局では5月、6月に実施予定しております最低賃金実態調査の実施に

当たりまして、例年通り、この産別最賃の改正審議に対応できるよう、準備させていただくということになります。

次に、意向表明がございましたので、適用労働者数と適用使用者数の確認をお願いしたいということになります。

資料No. 2、6 ページでございます。こちら表の方にしてありますが、一部を読み上げさせていただきます。

鉄鋼業につきましては適用労働者数が 1,547 人、適用使用者数が 31、電気機械器具等製造業につきましては適用労働者数が 7,325 人、適用使用者数が 130、百貨店総合スーパーマーケットその他の各種商品小売業につきましては、適用労働者数が 1,287、適用使用者数が 19、自動車小売業につきましては適用労働者数が 4,914 人、適用使用者数が 628 となります。

ただ今読み上げさせていただきました適用労働者数、適用使用者数は、令和 3 年の経済センサスの結果を基に、その後の実態調査の結果等が反映されたものです。

改正の申出につきましては、適用労働者数の概ね 3 分の 1 とされておりますので、各業種について申出要件、右から 2 つ目の列の所に記載されました、一番少ない百貨店関係で 429 名、そして一番多い電気関係で 2,442 名、こちらが 3 分の 1 の数値ということになります。

また、改正の申出に際する必要な書類等々につきましては、労働協約ケース、公正競争ケースとの 7 ページ、8 ページ、9 ページに記載しています。

基本的には例年と同じということになっております。

なお、労働協約及び労使協定書における企業内最低賃金額が特定最賃、産別最賃の金額審議における引上げの上限額となりますので、申出に当たりましては企業内最低賃金額に関する資料を添付いただくようお願いしたいと思います。

また、月額、月の金額のみで協定されている場合は、月間の所定労働時間数の資料等、すなわち時間額換算ができる資料の添付もよろしくをお願いしたいと思います。

以上、産別最賃の意向表明に関する説明は以上で終わりにいたします。

(石岡会長)

ただ今の報告につきまして、何かご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、令和 7 年度の産業別最低賃金の改正につきまして、鉄鋼業を始めとする 4 業種全ての産別最低賃金の改正申出の意向表明が行われているということ、当審議会として確認をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それではまた 4 業種についても来年度審議することになろうかと思いたすけれども、何度も申し上げているとおりですけれども、産業別最低賃金というのは、関

係労使のイニシアティブを発揮して設定するというものになっておりますので、労使双方、円滑な審議に向けて、意思疎通を図っていただくようお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次に議題の 2、令和 6 年度青森地方最低賃金審議会等の開催状況について、これも事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

では、議題の 2 つ目につきまして説明させていただきます。

資料 10 ページ、資料№.3 をご覧いただきたいと思います。今年度の青森地方最低賃金審議会、会議別開催状況の資料ということになります。

今年度は本日の本審を含めまして、本審、専門部会、検討小委員会等全部で 18 回の開催となっております。

地域別最低賃金につきましては、本年度は中央最低賃金審議会の目安の伝達を 7 月 29 日に行いまして、5 回の専門部会における審議を経て、8 月 9 日に答申をいただき、10 月 5 日付の発効となっております。

産別最賃、特定最賃につきましても、委員の皆さまのご尽力によりまして 4 業種とも結審し、例年通りの 12 月 21 日指定発効ということになっております。

一点資料の訂正をさせていただきます。10 ページの資料№.3 の本審の第 7 回の欄に「令和 6 年度」意向表明とございますが、「令和 7 年度」の誤りでございました。大変失礼いたしました。修正方お願いいたします。

11 ページの資料№.4 でございますけれども、こちら平成 26 年からの最低賃金決定額の年度別の推移ということになっております。一番下の行が令和 6 年度の青森県最低賃金及び 4 業種の引上げの状況の方を記載してございます。

12 ページからは、東北地方の産業別最低賃金の状況となっております。12 ページは鉄鋼業の東北地方の年度別の推移でございます。

13 ページが電気機械器具等製造業についての東北地方の年度別の推移、そして 14 ページが自動車小売業の同じく東北地方の年度別推移ということになっております。

各種商品小売業、百貨店、総合スーパーマーケット、各種商品小売業の 1 業種につきましては、現在東北では青森県だけが実際に改正等が行われている状況でございますので、資料は割愛させていただいております。

15 ページ、資料№.6 でございますが、資料№.6 の上の表は同じく平成 27 年度以降の青森県最低賃金改正に伴います未満率、影響率の状況となっております。

上の方の表の一番右の「6」というところが、今年度の改正状況となっております。そして下の表が平成 27 年から令和 6 年までの最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果ということで、表にさせていただいております。

私ども労働局及び労働基準監督署の方で、各事業所についての調査として、立ち入り調査或いは監督署に来ていただいての調査等を、監督官の行う調査を「監督」という言葉を使っております、その調査の結果のうち、最低賃金の確認を一番の目的にした調査の結果ということになっております。

右端の「6」というところがございます、下の方の注意書きがございますとおり、令和7年2月28日現在の状況でございますが、281事業場について調査を実施しまして、最低賃金法違反が26件、違反率は9.25%という状況になっております。

今年度の審議会の開催状況等につきましては、以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問あるいはご意見等はございませんか。

どうぞ。

(小野委員)

この最後の監督指導結果の15ページの表の関係であります、6年度が今年の2月28日時点ということは、この数字はまだ動く可能性があるということでしょうか。

(事務局 賃金室長)

そうですね。この最低賃金の主眼監督は、各監督署で概ね1月から2月にかけて実施しております、実際に事業場に出向くこともあるのですが、大体は監督署にお越しいただくことが多いんですけれども、2月までに対応できなかった事業場につきましては、3月に入ってから改めて来ていただく、あるいは3月に入ってから監督署から会社に赴いて調査ということもありますので、最終的には281件からさらに何件か増えるということが予想されます。

(小野委員)

そうすると、令和4年から増えている傾向でありますから、令和6年もまだ増える可能性があるかもしれないということ？

(事務局)

そうですね、3月の状況でまた最低賃金の違反が何件か出ますと、9.25%から上振れする可能性もあると考えております。

(小野委員)

了解しました。

(石岡会長)

今の点ですけど、この調査は年間を通して、時期のバラツキなくやっているのですか？

それともその最低賃金が替わった 10 月以降、集中してやるということですか？

(事務局 賃金室長)

そうですね。会長がおっしゃるとおり、当然監督署では年間を通じて、様々な事業場に対して監督を行っているのですけれども、最低賃金の発効が 10 月ということもありますので、それから 1、2 か月を経た 1 月、2 月に最低賃金を主眼とした監督を集中して行っております。

(石岡会長)

そうするとこの違反率 9.25%という数字は、令和 6 年度の 55 円引上げた金額における調査結果というか、違反率ということですよ？

(事務局 賃金室長)

そうですね。引上げの結果の確認という意味合いが大きいということになります。

(石岡会長)

だから引上げ額がもっと小さかった平成 30 年とか令和元年とかが違反率 10%超えているのに、過去最大の引上げ額だった去年の数字で 9.25%というのは、皆さんよく頑張っていたいただいているということになるのでしょうか？

他に皆さんから何か質問やご意見ございませんか。

(小山田委員)

今の 15 ページに関連してですけれども、この「監督実施事業場数」ということですけど、対象になる事業場というのは、毎年違うのか、大体同じところでやっているのか、そこらへんのサンプリングの仕方について教えていただければと思います。

(事務局 賃金室長)

対象事業場の選定要素は様々ですが、その時点で、最低賃金に係る法違反が生じ得やすいではないかと総合的に判断した業種、規模の事業場の中から選定していま

す。また、監督指導は法令の理解が行き届かない事業場に広く指導、助言を行うという意味合いもありますので、過去、複数年の監督指導状況も確認しながら、偏った形で同じ事業場が連続しないよう配意しつつ選定しております。

(石岡会長)

労働者側、何かございませんか。

(中野委員)

質問が被ってしまったので、強いて言えばですけれども、未満率とですね、違反率のところの因果関係があるのかなと思います。

特に平成 30 年度と令和元年度が違反率が高くなっていますが、未満率は、平成 30 年度は 0.7%に対して違反率 17.76%というように、そんなに規則性はないのかなと思うんですけど、特にこの平成 30 年度の違反率が 2 割近くなっているのは、答えられる範囲でいいですけれども、何かしらの要因的か背景的があるのかというところをお聞きできれば。

(事務局 賃金室長)

申し訳ありませんが、それにつきましてはお答えできるような資料がございません。

(石岡会長)

それでは他に質問やご意見はございませんか。

よろしいですか。

それでは、その他ということになりますけれども、今年度の審議会も今回で最後ということになるわけですから、今年度を振り返ってですね、何かご意見或いはご感想とか伺いたいと思うんですが。

いかがでしょうか。ざっくばらんところで。双方の委員の皆さんから何かございますか？

(秋田谷委員)

ざっくばらんな感想になるんですけれども、目安額が高くなればなるほど、その目安額を超える、大幅に超える引上げが多かったなという、中央審議会の結果を見ますと、47 都道府県中 27 県が目安を超してきたというふうなことで、パーセンテージでいいますと 57%、C ランクでいきますと 13 県が全部プラスということで、47 都道府県の 48%、約半分を C ランクが占めているということだったので、やはり地域間格差とか、人口流出というのを考えながら審議した結果なのかなと思います。

す。それに加えて、他局の動向は非常に気になるところでして、経済指標を踏まえながらと言いつつも、隣県や特にＣランク県の動向を気にしなければならないという傾向は、たぶん、新年度も変わらないのかなと。なので、新年度の審議日程を決めるに当たっては、そういう諸々の事情を踏まえた上で青森の金額を決定できるよう、十分な審議日程を確保してほしいという希望を持っております。

Ｃランクも金額差が一番安い秋田が 951 円、高いところは 957 円ということで 6 円差ついてきたということで、Ｃの中でも横並びではなくて、長い間差が開いてきたという、これをどう見るかというのは、来年度の審議でちょっと考えていきたいなというふうに思っています。

あと特定最賃の関係、ここ 2 年位改正に対する審議で非常にもめることが多かったんですけども、その一因としてはやはり企業内最低賃金が最賃を上回る金額で結審されていないということだとは思いますが、その辺は今春闘で我々の仲間も出来る範囲で一生懸命闘っておりますので、その結果も踏まえながら、改正に向けて取り組みを進めたいなというふうに思っておりますし、井嶋局長から、やはり、地域でリードする産業というのが必要だというような声も聞きましたので、その辺は励みにしながら、次年度に向けて取り決めを進めたいなというふうに思っております。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。それでは他には。
どうぞ。

(小野委員)

報道でもあったところでありますし、また、事務局から提供されたアンケートの結果、例の政府の目標の 2020 年代に全国加重平均 1,500 円について、いかが思うかというアンケートの内容でありますけれども、2025 年度より 7.3% 引上げとなれば、地方、小規模企業の 2 割が休廃業を検討とかですね、対応可能な引上げの水準については 1% 未満から 3% 程度までの合計が約 7 割、正確には 67.9% ということでありますけれども、目標を掲げること自体、私自身は大いに大切なことだなというふうに思いますが、現段階でこのような回答がなされて、また、マスコミ等々でも報道されているという状況の中で、今年も昨年を引き続く水準ぐらいの引上げになるのではないかとというふうに予想されるわけではありますが、こういう報道がされていることに対して、恐縮ですが、石岡会長の受け止めに伺いたいなと思ひまして発言させていただきました。

(石岡会長)

今の段階で私の個人的な意見というのを言うのはあまり適切ではないのですけども、今後の情勢を見ながら、労使双方の春闘の結果、その他を見ながらですね、次年度はまた次年度で検討していくしかない。委員の任期は一応切れますので、次年度の会長を誰がやるのかまだわかりませんので、すみませんがその程度でちょっとご勘弁いただければと思います。

(小野委員)

ありがとうございます。振り返れば私どもの企業、グループといってもいいんですが、いわゆるお客様に、私どもで言うと、整備の工賃の値上げ交渉とか、車検代の料金値上げとか、定期点検の整備の値上げとか、基準にさせていただいたのが5%と、その根拠は最低賃金の全国平均が切りのいいところで約5%上がったので、諸々オイル等々の値上げ、部品の値上げ等々もありましたと、ただ相対的な最賃が5%というところがありましてですね、お客様のところを一生懸命回って歩きました。

「そうだよな。」っていうのが大半でありました。小さい板金工場様などは、「たださ、我が社も厳しいんだよな。」というのもあり、様子を見ているうちに、他の板金工場に吸収されてしまいました。従業員の方々はそのまま引き続き雇っていたようにありますから雇用は確保されたということでした。

そういう事もありましたが、最賃の引上げの効果としては、我が社としては、その原資を持って今日は実は労働組合と事前の交渉を、今、八戸でやっています。

社長がいないというのは、社長は最低賃金の委員会に行っていないという、大きな理由で欠席をしておりますけれども、やはりそれなりの要求が連合青森様のご指導のもとに来ておりました。一生懸命探りを入れているところでありますけれども、なんとか引上げをして、言うまでもありませんが、従業員が離れていかないように、またモチベーションをあげられるように、というような落としどころを見出したいというふうに思っているところであります。今年の最低賃金の引上げについても、これは来年度の経営予算の中にも影響してくるかと思っておりますけれども、それはまた来年の審議の結果を持って、仕事の予算とかに反映させて、そういう1年間を振り返った時に、私が参加をさせていただいている青森県の最低賃金の引上げが、我が社の経営に対しても非常にプラスになったということは、一委員として報告をしておきたいというふうに思います。

(石岡会長)

ありがとうございます。

(事務局 基準部長)

先ほど秋田谷委員からあったご意見に補足をさせていただきます。

青森の当審議会においては、例年、結果として、8月の第2週の金曜日に答申をいただいているところでございます。

先ほど秋田谷委員からご指摘があったように、最低賃金については、その時々状況の変化を踏まえなければならないということもあろうかと思えます。他方、いたずらに日程を後ろに下げればいいのかといいますとそういうわけではないと思いますので、審議日程につきましては、次期委員の任命後に、各委員に調整させていただく過程の中で、議論を尽くすため、十分な対応できるよう予備日を設けるなどしたいと思えます。委員の問題意識を踏まえ、事務局としても、適切な日程調整ができるよう善処させていただきます。

以上です。

(小山田委員)

今、お話しいただいたことに関連するんですけれども、やはり最賃法という法律に基づいて、独立したといいますか、法定の審議会でございますので、そして社会的影響も非常に大きい審議会でございます。

そういう中で最近の最賃の引上げ状況というのは、皆さまご承知のとおりなんですけれども、やはりそういう状況であればなおさらですね、熟議に徹するというふうなことが大事だと思っておりますので、ご案内があったように、日程的にですね、十分な議論ができるような日程の確保についてですね、改めてお願いしたいなと思っております。

よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

他には、委員の皆さまから何かご意見やご感想等はございませんか。

よろしいですか。

それでは最後にですね、今期で退任される予定の委員がいらっしゃいますので、一言頂戴したいと思います。岩崎委員からお願いいたします。

(岩崎委員)

NHK 岩崎でございます。

昨年8月に前任の中村から引き継ぎまして、審議会の公益委員として名を連ねさせていただきましたけれども、今度任期を迎えるにあたってですね、退任させていただくという運びになりました。

この最低賃金、私たちの生活にも大きな影響を及ぼすということで、非常に学び

甲斐のある場所であり、この丁寧なプロセスに一員として参加させていただくことについては、私自身非常に勉強になりましたし、有意義な時間を過ごさせていただきましたが、どうしても昨今のこの最低賃金を巡る状況がかなり政治化していると申しましょうか、我々マスコミの立場にいる人間からすると、マイクを向ける側の方になっているというところの事情もありまして、様々ちょっと検討しましてですね、我々NHKとしては、長きにわたって公益委員を務めさせていただいておりましたけれども、次年度以降はご辞退させていただくということになりました。

この間本当に皆さまにはお世話になりまして、この場をもって感謝申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

(石岡会長)

ということで残念ながら岩崎委員は退任ということになりました。

それでは、今のところ他の委員の方々は、来年度も続投されるご予定というふうに伺っておりますので、また、その節はご協力をお願いしたいと思っております。

それでは本日の審議会はこれにて終了したいと思います。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。